

第 18 回タイ・フェスティバル 2017 出店要項

タイ王国大使館及びタイ政府関連事務所から構成される第 18 回タイ・フェスティバル実行委員会は、2017 年 5 月 13-14 日に、東京都渋谷区の代々木公園において、タイ王国を幅広く PR するため「第 18 回タイ・フェスティバル 2017」を開催致します。今年のテーマは「日・タイ修好 130 周年」です。下記の要項にて本日より 2017 年 3 月 3 日までの期間に、タイ料理店やタイの製品、生鮮食品などを扱う企業（店舗）からの出店応募受付を致します。

タイフェスティバルは、タイ料理、タイの物産を始めとする、タイ文化、タイの魅力を紹介するためのイベントです。利益を目的としたイベントではありません。フェスティバル実行委員会と協力して、広く日本の方々にタイの良さを紹介する目的であることを、ご理解頂きお申し込みください。

1. ブースの分類

1. レストランブース

40 ブース

概要)

1. レストラン（企業）1 店舗につき 2 ブース以内
2. 1 ブースにつき 4 品まで販売可能です。（ただし、ご飯・もち米は数に含みません）料理は 1 種類を 1 品と数えます。例：カレーの場合 グリーンカレー1 品、レッドカレー1 品
また、セットメニューを販売する場合は、4 品の中から組み合わせて下さい。（セットメニューとして 4 品以外の料理を販売することは不可）
3. ドリンク類及びドリンク型デザートの販売は禁止です。
4. 日本に様々なタイ料理を紹介するために、レストランブースの出店を希望する方は、日本国内であまり知られていないタイ料理を提供して頂けるようご協力をお願いします。
5. 渋谷区保健所よりブース内の衛生状態について毎年厳しく注意を受けております。改善策として、実行委員会は今年の出店者の選出にあたり、昨年までの出店履歴を重視します。また、これまでに保健所から受けた指摘事項の履歴や、出店時の状況を参考にするため、違反履歴のあるお店は選出されないことをご了承ください。

注) 本年は、水道水の使用に制限があるため、レストランブース数を昨年より減らしています。ブース数は、変更する可能性があります。

2. 生鮮果物ブース・生鮮果実飲料ブース

25 ブース

概要)

1. タイから輸入された生鮮果物のみ、販売できます。
2. 生鮮果物の生絞りジュース又はスムージー等を販売する生鮮果実飲料ブースは、ブース内で販売されている生鮮果実を使わなくてはなりません。
既にパッケージされた紙パック/ビン/缶の果物ジュースの販売、又は生鮮果物を使用していないドリンクの販売は禁止です。
3. 生鮮果物販売にて試食を行う場合・生鮮果物を調理してジュースやスムージー等を販売する場合は渋谷区保健所の規定に従い、手洗い及び食器洗い用の流し台・湯沸かし器具の設置が必要です。設営業者と連絡を取り、各自で用意してください。

4. 昨年は、参加者から果物が高いという意見が多く寄せられました。タイフェスティバルではタイ産フルーツのプロモーションが目的ということを良くご理解頂き、値段設定をしてください。
5. 実行委員会は選考にあたって、これまでに保健所から受けた指摘事項の履歴や、出店状況を参考にします。

3. 物産/サービス事業ブース

70 ブース

概要)

1. 1店舗につき4ブース以内
2. 物産/サービス事業ブースで、持ち帰り用の飲料水の販売は可能です。ただし冷蔵したドリンクの販売や、蓋を開けてイベント内で提供することは禁止です。
3. 実行委員会は選考にあたって、これまでに保健所から受けた指摘事項の履歴や、出店状況を参考にします。

4. ドリンクブース

20 ブース

概要)

1. ドリンクブースでは、ガラスビンそのままでの販売は禁止です。紙製やプラスチック製のコップに移し替えて販売して下さい。空きビンは出店者が責任を持って持ち帰ってください。

注) ブース数は都合により変更することがあります。

2. 出店料（開催期間中の水道代及び電気代を含む）

- | | |
|---------------------|---------------|
| 1. レストランブース | 310,000 円／ブース |
| 2. 生鮮果物販売・生鮮果実飲料ブース | 230,000 円／ブース |
| 2. 物産/サービス事業ブース | 230,000 円／ブース |
| 3. ドリンクブース | 530,000 円／ブース |

注)

タイフェスティバル実行委員会は、タイ関連の活動を行う NGO/NPO 出店者に対して、ブースを無償にて提供することを検討致します。

* レストランブースの各ブースに用意されるもの

- 1) テント 1ブース 3.6×3.6m (13 m²)
- 2) 机2台、椅子2脚、テーブルクロス
- 3) 店名の看板 (W900×H250)
- 4) 消火器1式 (2ブースで1式)
- 5) 照明 (蛍光灯) 1本 (40W)
- 6) 電気 (1ブースにつき1箇所1.5KWまで)
- 7) 水道水
- 8) フェスティバル準備および開催期間中における 24時間警備サービス
- 9) 渋谷区保健所の規定に従い、容量 170リットルの冷蔵庫 (W545×D600)
湯沸し器具、手洗い及び食器洗い用の流し台

注) 1. テントのサイズ及び備品は都合により変更することがあります。

2. 食材をテントの外に置くことは保健所が禁止しています。保健衛生規則に従わない場合は、販売の中止、もしくは来年以降の出店は出来ません。

*** 生鮮果物販売・生鮮果実飲料ブースの各ブースに用意されるもの**

- 1) テント 1ブース 3. 6×3. 6m (13 m²)
- 2) 机2台、椅子2脚、テーブルクロス
- 3) 店名の看板 (W900×H250)
- 4) 照明 (蛍光灯) 1本 (40W)
- 5) 電気 (1ブースにつき1箇所1. 5KWまで)
- 6) フェスティバル準備および開催期間中における 24時間警備サービス

注) 1. テントのサイズ及び備品は都合により変更することがあります。

2. 生鮮果物販売にて試食を行う場合・生鮮果物を調理してジュースやスムージー等を販売する場合は渋谷区保健所の規定に従い、手洗い及び食器洗い用の流し台・湯沸かし器具の設置が必要です。各自で御用意ください。

3. 販売品をストックするスペースをテント内に確保してください。果物をテントの外に保管することは、保健所が禁止しています。保健衛生規則に従わない場合は、販売の中止、もしくは来年以降の出店は出来ません。

*** 物産／サービス事業／ドリンクブースの各ブースに用意されるもの**

- 1) テント 1ブース 3. 6×3. 6m (13 m²)
- 2) 机2台、椅子2脚、テーブルクロス
- 3) 店名の看板 (W900×H250)
- 4) 照明 (蛍光灯) 1本 (40W)
- 5) 電気 (1ブースにつき 1. 5KWまで)
- 6) フェスティバル準備および開催期間中における 24時間警備サービス

注) 1. テントのサイズ及び備品は都合により変更することがあります。

2. 出店にあたっては規則に従ってください。出店規則に従わない場合は、販売の中止、もしくは来年以降の出店は出来ません。

3. 申込み及び出店の条件

1. 出店申込者は、フェスティバル当日に出店する事業主、経営者または NGO・NPO 団体代表者と同一であること。万が一、申込者と出店者が異なっている場合、他社の営業許可証を使用した場合、出店の権利をまた貸しや譲渡した場合は、タイ・フェスティバル実行委員会が出店を許可しない権利を有します。

2. 出店希望者は、出店申込書を日本語で記入して下さい。(店名／社名、担当者名、タイ料理名は英語又はタイ語の表記も必要です)。申込書は昨年度のものより変更がありますので、ご注意下さい。また、その他の関連書類も必ず添付して下さい。

2. 1 レストラン事業主

1. 営業許可証の写し (日本の公的機関が発行し、許可期限有効のもの)
2. 写真4種類 (店内、外観、キッチン内及び、昨年ブースの写真)
3. フェスティバルで販売するタイ料理の写真、料理名、値段を明記してください。

食器、分量、盛り付けなど、当日の料理を再現した写真にしてください。この要件を守っているお店を優先します。

4. タイ・フェスティバル 2017 出店申込書
5. 誓約書

2. 2 生鮮果物販売・生鮮果実飲料ブース事業主

1. 営業許可証の写し（日本の公的機関が発行し、許可期限有効のもの）または登記簿謄本、営業を証明する公的書類などの写し
2. 写真（フェスティバルで販売する商品、去年のブースの写真）
3. タイ・フェスティバル 2017 出店申込書
4. 誓約書

2. 3 物産店／サービス事業主

1. 営業許可証の写し（日本の公的機関が発行し、許可期限有効のもの）または営業や団体設立を証明する公的書類の写し
2. 写真（フェスティバルで販売する商品、去年のブースの写真）
3. タイ・フェスティバル 2017 出店申込書
4. 誓約書

2. 4 ドリンク販売事業主

1. 酒類を販売する場合は酒類販売業免許証の写し（日本の公的機関が発行し、許可期限有効のもの）
2. 営業許可証の写し（日本の公的機関が発行し、許可期限有効のもの）または登記簿謄本、営業を証明する公的書類などの写し
3. 写真（フェスティバルで販売する商品、去年のブースの写真）
4. タイ・フェスティバル 2017 出店申込書
5. 誓約書

3. フェスティバル当日に販売する料理、果物、商品および提供するサービスはタイと関連のあるものに限ります。

4. レストラン／生鮮果物ブース・生鮮果実飲料ブース/ドリンクブース出店者は、日本国内で定められている衛生規準及び規則に従って頂きます。

5. 物産店／サービス事業ブース出店者は、日本国内の規則に従って頂きます。販売する品は正式に税金が支払われている商品に限ります。また海外からの輸入品は、日本国内で定められている輸入規定に従って正式に輸入された商品に限ります。

6. 出店者の方は、日本国内規定の基準及び規則、また実行委員会の規定する規則に従って頂きます。万が一この規定に違反した場合は、今回の出店を中止するか、来年以降のフェスティバルへの出店選考の際に考慮します。また、タイフェスティバルに限らず、今後タイ王国大使館が主催する様々な行事への出店を中止させて頂くこともあります。

昨年はフェスティバル終了後に、ブースの装飾品を会場内に廃棄したり、粗大ゴミを放置したまま帰宅した出店者があり、大使館がその料金を負担しています。これは違反です。ゴミの全総量は169トンでした。ゴミの軽減にご協力をお願いします。

7. 実行委員会は、ドリンクブース出店者に限り既製品のアルコール飲料及びノンアルコール飲料の販売を許可します。ドリンクブース出店者は、フェスティバル来場者がその場で飲むことができるサービス（冷蔵しておき、その場で栓を開けて飲むことが可能）を提供することが出来ます。

4. 出店申し込み期間

出店をご希望の方は、**本日より2017年3月3日（金）**までに指定の出店申込書及び必要書類を揃えて、下記の住所まで郵送にてお送り下さい（締切日当日の消印有効）。出店に関する詳細のお問い合わせ、申込書の送付先は下記の担当者までお願い致します。

タイ王国大使館 タイ・フェスティバル 2017 担当
〒141-0021 東京都品川区上大崎 3-14-6
TEL : 03-5789-2433 内線 476、472
FAX : 03-5789-2428

注：必要書類が全種類揃っていることがお申し込み完了の基準となります。申込用紙の必要事項が空欄である場合、また締切日を過ぎてのお申し込みはいかなる場合でもお受けできません。

5. 出店者の決定及び発表

タイ王国大使館は、送付された申込書及び必要書類、申し込み完了順などを考慮し厳正な審査の上、**2017年3月17日（金）**に出店者を決定し、タイフェスティバル公式ホームページ

(www.thaifestival.jp) 及びタイ大使館公式ホームページ(site.thaiembassy.jp) 上で発表致します。

出店者決定の後、出店の権利を放棄したり、なんらかの理由で出店の権利を剥奪される出店者がでた場合、実行委員会は出店の決定から外れた申込者の中から選出し出店する権利を授与します。

6. 出店料の支払い

1. タイ王国大使館は **2017年3月17日（金）** に、決定出店者名と出店料振込先の銀行口座を発表致します。
2. 出店者は出店料の全額を **2017年3月31日（金）** までに、タイ王国大使館指定の銀行口座にお振込み頂くか、直接タイ王国大使館までお持ち下さい。なお、振込手数料は出店者にご負担頂きます。
3. タイ王国大使館は、出店料の銀行振込み日または支払日をもって、出店料支払い完了日と致します。**期限内に出店料全額の支払いが完了していない出店者は、出店する権利を放棄したものとみなし、**代わりの出店者を選出します。
4. お支払い頂いた出店料は、いかなる理由でもお返し致しませんので、ご了承下さい。

7. 出店ブース場所の決定

出店ブース場所の決定は抽選形式をとります。レストランブース、生鮮果物販売・生鮮果実飲料ブース、物産／サービス事業ブース、ドリンクブースに分け、申込みブース数の多い出店者から優先的に抽選くじを引いて頂きます。出店ブースが同数の出店者は、出店料の支払い日時の早い順で抽選くじを引いて頂きます。ドリンクブースの場所の決定は、別途行います。

タイ・フェスティバルに関する詳細は、タイ王国大使館のタイ・フェスティバル担当までご連絡下さい。電話 03-5789-2433 内線 476、472

在京タイ王国大使館

2017年2月10日